

『醍醐寺文書』の東寺御影供関係史料について

高 橋 慎一朗

はじめに

『醍醐寺文書』は、京都市伏見区の醍醐寺（真言宗醍醐派總本山）に古来より伝わった文書類の総称であり、三宝院や理性院をはじめとする寺内諸院家の文書の集合体である。文書は聖教典籍類とともに木箱に納めて保存されているが、その総数は八〇〇函以上にのぼっている。大正三年（一九一四）に黒板勝美氏を中心として着手された調査・整理作業は、醍醐寺文化財研究所に引き継がれて現在も進行中である。このうち、第一函から第三〇〇函までが重要文化財に指定されている。

整理作業が未完のため、醍醐寺所蔵史料の全体像はまだ確定してはないが、先頃、総本山醍醐寺編『醍醐寺叢書目録篇 醍醐寺文書聖教日録 第一巻』（勉誠出版、二〇〇〇年）が刊行され、第一函から第二十函の詳細な文書目録が広く一般に公開されるようになつていて。いっぽう、東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ第十九 醍醐寺文書』では、第一函から順次翻刻が進められており、最近刊の『醍醐寺文書』十二（二〇〇一年）では第十七函までが終了している。

『醍醐寺文書』の内容は多岐にわたつていて、注目すべき点のひとつとして、既に橋本初子氏が指摘しているように、東寺関係の史料が存在していることがあげられる。⁽¹⁾それは、しばしば醍醐寺座主や醍

醐寺内の有力院家の院主から東寺長者が補任されたことによつて、東寺長者という職を介して醍醐寺に伝来することになった史料であり、東寺長者という職を介して醍醐寺に伝来することになった史料が多いのである。

橋本氏の論文においては、『醍醐寺文書』中の東寺関係史料について、その主要なものが詳細に紹介されている。具体的には、第一一八函～第一二五函、および第一三六函、第一三八函の史料である。ただし、当然のことながら東寺関係史料はその他の函にも散在しており、内容的にまとまつたものとしては中世の東寺御影供関係の史料群が注目される。そこで本稿では、『醍醐寺文書』中の中世御影供関係の史料を分析し、これからうかがわれる御影供の性格について考察してみたい。

一 中世東寺の御影供と関係史料の所在

まず最初に、橋本初子氏の研究⁽²⁾にしたがつて、東寺の御影供の概要と変遷について触れておきたい。

東寺の御影供は、宗祖弘法大師空海に対する供養と報謝の法会であるが、中世においては、灌頂院の御影供と、西院の御影供という二種類の法会が存在していた。

このうち、灌頂院御影供は、平安時代以来行われてきた空海の遠忌供養の法会であり、毎年三月二十一日に東寺一長者（寺務）が導師となつ

て執行された。特に鎌倉時代の嘉禎二年（一二三二）以降は勅会とされ、経費調達の役を担う「執事」は、東寺内外を問わず真言宗僧侶の僧綱位の者一名が巡回として務めた。

しかし、応永以降は最上位の供僧が導師を務めることが多くなり、享徳三年（一四五四）以降は、二名の導師（長者と供僧）が金剛・胎藏の片壇ずつを担当し、執事も二名とされるという。やがて天文三年（一五三四）には、灌頂院御影供は西院御影供に併合されてしまう。

いっぽう、西院御影供は鎌倉時代の延応二年（一二四〇）から西院御影堂にて執行されるようになった法会で、東寺寺僧が勤仕して毎月二十日に行われた。現在も毎月二十一日に東寺で行われている「弘法さん」の縁日は、この西院御影供の行事に因るものである。

醍醐寺僧が関わった東寺御影供は、もちろん灌頂院御影供のほうである。東寺一長者（導師）として、もしくは僧綱位にあつた醍醐寺僧が御影供執事に任命されて、関与したのである。よって、「醍醐寺文書」の御影供史料も、もっぱら灌頂院の御影供関係のものである。

『醍醐寺文書』以外の灌頂院御影供関係史料としては、おおよそ以下の五種類のものがあげられる。

第一は『東寺百合文書』（京都府立総合資料館所蔵）である。言うまでもなく東寺関係の中心的史料であるが、灌頂院御影供関係のものは決して多くはない。御影供道具目録（ふ函一號、ヤ函一九號）、および御影供執事を覗怠した僧の処分関係の文書などが該当する。

第二は『阿刀文書』（京都国立博物館所蔵）。本稿では東京大学史料編纂所架蔵影写本による）である。御影供の運営実務に関わった東寺執行を代々務めた、阿刀家に伝來した文書で、用途調達関係の史料などが存在している。

第三は『東寺長者補任』（続々群書類從 史伝部 所収）である。東

寺長者の氏名を年代順に列記したもので、各年の御影供の導師や執事の名があわせて記載されている。

第四は『東寺觀智院金剛藏聖教』（東寺所蔵。京都府立総合資料館編『東寺觀智院金剛藏聖教目録』京都府教育委員会発行、による）である。東寺塔頭の觀智院に伝來した古文書・聖教で、第一五二箱・第一六九箱などに、御影供參勤の請定や用途調達関係の史料が含まれている。

第五は、『隨心院文書』（隨心院所蔵、京都府立総合資料館寄託）である。隨心院は、東寺長者を出した真言宗の門跡寺院のひとつで、そのため東寺関係の史料が残されている。その中に、一長者（寺務）の代官として寺務と寺僧の連絡調整にあたつた凡僧別當が記録した手控えがある。これは「東寺凡僧別當私引付」として『資料館紀要（京都府立総合資料館）』一三三号（一九九五年）・一二四号（一九九六年）に翻刻紹介されており、御影供執事の選定や用途関係の文書の写しが含まれている。

『醍醐寺文書』の灌頂院御影供史料は、以上の関係史料のいずれとも内容が重複するものではなく、独自の内容を持つ史料群となつていて。とりあえず現時点で、東京大学史料編纂所に写真帳が架蔵されている範囲（第一～第一六五函）内で史料を摘出してみることにする。

『醍醐寺文書』の御影供関係史料は、その内容から、（イ）（ロ）（ハ）の三系統に分類することができる。以下、それぞれに該当する主要なものを列挙してみよう。

（イ）作法・次第
この史料群は、東寺長者として導師を勤める際や、執事に指名されたときの参考にする目的で、先例・故実を記録したものと思われ、何代にもわたって書写が重ねられたものもあると考えられる。

第七〇函八号 東寺御影供祭文故美（応永十二年八月二日、隆宥書写）

第七〇函一九号 東寺御影供表白（宝徳三年三月十三日、弘世書写）

第七一函九五号 東寺御影供祭文（延文五年三月二十一日）

第七一函九八号 東寺御影供祭文（文明六年三月三日、宗典筆）

第七一函九九号 東寺御影供祭文（天文三年三月日、照海書写）

第七一函一〇〇号 東寺御影供祭文（弘治二年三月二十一日）

第七一函一三七号 東寺御影供祭文（年月日未詳、聖尊筆）

第七一函一三八号 東寺御影供祭文（年月日未詳）

第一一二函四四号（二） 東寺御影供略次第（貞治二年）

第一一二函四五号（三） 東寺御影供略次第（貞和三年三月二十一日）

第一一二函四五号 東寺御影供執事雜記（永徳二年三月二十一日、隆

源記）

第一二三八函六七号 東寺御影供導師作法（室町後期）

第一四八函五号（九） 東寺御影供導師次第（室町前期）

第一五七函二三号 東寺御影供供養法略記（応永十八年三月二十一日、

満濟記）

（口）差文・請文

差文は、東寺の凡僧別当から執事候補者に宛てた執事指名の文書である。請文は、御影供の参勤や、執事役の勤仕を請けた旨を答申した文書である。

第二二函七一号 威儀師某東寺拝堂・御影供参勤請文（室町後期）

第七三函八号（一） 宗典東寺御影供執事請文案（明応六年二月二十

八日）

第七三函八号（二） 執行救賢東寺御影供執事注進状案（明応五年十

一月十四日）

第七三函八号（三） 東寺御影供執事差文案（明応五年十一月二十六

日）

第一一九函七一号（二） 東寺御影供執事差文案（永享七年一月二十一

日）

第一一九函七一号（二） 宝清東寺御影供執事請文案（永享七年二月

十日）

（ハ）用途調達の文書

この史料群は、執事を中心に御影供運営のための経費が調達される際に作成された文書である。御影供の運営体制、とりわけ経費面に関する興味深い史料群があるので、次章であらためて詳細に検討してみることにしたい。

二 用途調達関係の史料

前章において、（ハ）としてとりあげた『醍醐寺文書』中の御影供用途調達の関係史料は、その機能からさらに（い）（ろ）（は）の三種類の文書形式に分類することができる。以下、主要な史料を具体的に紹介していくことにする。なお、文書番号の（ ）内の数字は東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ第十九 醍醐寺文書』の巻数—文書番号を示すものとする。

（い）用途注進状

執行方（勾当）から執事方へ、必要な用途を注進、請求するもの。

【第六九函二号】東寺御影供執事用途注進状

注進
東寺灌頂院御影供執事用途一方事

八幡宮

御幣紙一帖半

代三十八文

膝突布半

代七十五文

御捧物綾被物

代二百五十文

八嶋宮

御幣紙

代三十八文

膝突布

代七十五文

両壇御布施

代三百五十文

大師御捧物紙半積

代二百五十文

綾被物半重

代二百五十文

西院御捧物

代一百五十文

綾被物

代一百五十文

長者御捧物

代七百五十文

綾被物一重

代二百五十文

裏物半

代二百五十文

銀劍

代二百五十文

請僧以下捧物

代五百文

各綾被物

代五百文

物導師

代五百文

執行

各綾被物

代五百文

三綱十二人但現任九人
造寺專當一人
目代一人
勾當一人

大佛師一人

各綾被物

代三貫二百五十文
(西)院預二人

中綱十三人

各白布一段
代一貫五百文

番職掌二人

各白布一段
代百文

下部六十五人

各雜紙五帖
代三百三十五文

灌頂院佛供米一石五斗
代五百文

後夜御影供傳供
代二百五十文

以上拾七貫百六十四文

右、執事一方注進如件、
明応五年十一月十四日
勾當代祐榮

先に触れたように享徳三年からは執事が二名になつており、この年の「執事一方」が醍醐寺三宝院の持嚴であつた。したがつて、この文書は、御影供の実務担当の東寺勾當代より三宝院持嚴へ出されたことから、醍醐寺に残されたと考えられる。なお、当該期の勾當の正員は「仙千代丸」という者であつたが、その名乗りからわかるように、おそらくは幼少であつたと思われる。そのため実務遂行が困難であり、代官として祐栄が実務にあつたものであろう。

このほか、同系統の文書として、第一一九函八八号（東寺御影供捧物注進状、後欠、室町後期）などがある。

(ろ) 用途送状

執事方から執行方（勾当）へ、用途を送付する際のもの。

二貫文　　兩壇佛供
以上五十六貫四百文
右、爲無量壽院執事要脚、所送進之狀如件、

應永廿三年三月 日

【第七函六四号（5—935）】東寺御影供雜事料足送状案

送進
東寺御影供雜事

一貫四百五十文

八幡宮御幣紙・転布并御捧物

四百五十文 八嶋御幣転

一貫文 兩壇佛布施

一貫文 大師御捧物

一貫文 西院大師御捧物

五貫文 長者御捧物

甘四貫文 請僧_{六人定余僧}

二貫文 片壇導師

一貫文 加布施

一貫文 執行

五貫文 三綱五人

四貫文 造寺專當

講代 目代

二貫文 勾當各一貫ツ、

二貫文 大佛師

三貫文 中綱十三人

二百文 番職掌二人

一貫三百文 下部六十五人

昌乘判

執行方へ送文案

この年の執事である醍醐寺無量壽院の光超方から、東寺執行方へ用途を送った際の文書で、控えが無量壽院側に残つたものである。昌乘は無量壽院の雜掌であろう。

【第一一九函九〇号】東寺御影供雜事送状案

送進
東寺御影供雜事

八幡宮御幣転布并御捧物

兩壇佛布施

大師御布施

西院大師御捧物

長者御捧物

請僧三十口_{直下}

片壇導師

執行

三綱拾壹人

造寺專當 講代 目代 勾當

大佛師 二人

二百文 番職掌二人

貳貫文 各壹貫文

壹貫文 拾壹貫文

貳貫文 拾壹貫文

壹貫文 拾壹貫文

壹貫文 拾壹貫文

昌乘判

以上五十六貫四百文
右、爲無量壽院執事要脚、所送進之狀如件、

應永廿三年三月 日

【第七函六四号（5—935）】東寺御影供雜事料足送状案

送進
東寺御影供雜事

一貫四百五十文

八幡宮御幣紙・転布并御捧物

四百五十文 八嶋御幣転

一貫文 兩壇佛布施

一貫文 大師御捧物

一貫文 西院大師御捧物

五貫文 長者御捧物

甘四貫文 請僧_{六人定余僧}

二貫文 片壇導師

一貫文 加布施

一貫文 執行

五貫文 三綱五人

四貫文 造寺專當

講代 目代

二貫文 勾當各一貫ツ、

二貫文 大佛師

三貫文 中綱十三人

二百文 番職掌二人

一貫三百文 下部六十五人

（ろ）用途送状

執事方から執行方（勾当）へ、用途を送付する際のもの。

以上五十六貫四百文
右、爲無量壽院執事要脚、所送進之狀如件、

應永廿三年三月 日

【第七函六四号（5—935）】東寺御影供雜事料足送状案

送進
東寺御影供雜事

一貫四百五十文

八幡宮御幣紙・転布并御捧物

四百五十文 八嶋御幣転

一貫文 兩壇佛布施

一貫文 大師御捧物

一貫文 西院大師御捧物

五貫文 長者御捧物

甘四貫文 請僧_{六人定余僧}

二貫文 片壇導師

一貫文 加布施

一貫文 執行

五貫文 三綱五人

四貫文 造寺專當

講代 目代

二貫文 勾當各一貫ツ、

二貫文 大佛師

三貫文 中綱十三人

二百文 番職掌二人

一貫三百文 下部六十五人

（ろ）用途送状

執事方から執行方（勾当）へ、用途を送付する際のもの。

以上五十六貫四百文
右、爲無量壽院執事要脚、所送進之狀如件、

應永廿三年三月 日

【第七函六四号（5—935）】東寺御影供雜事料足送状案

送進
東寺御影供雜事

一貫四百五十文

八幡宮御幣紙・転布并御捧物

四百五十文 八嶋御幣転

一貫文 兩壇佛布施

一貫文 大師御捧物

一貫文 西院大師御捧物

五貫文 長者御捧物

甘四貫文 請僧_{六人定余僧}

二貫文 片壇導師

一貫文 加布施

一貫文 執行

五貫文 三綱五人

四貫文 造寺專當

講代 目代

二貫文 勾當各一貫ツ、

二貫文 大佛師

三貫文 中綱十三人

二百文 番職掌二人

一貫三百文 下部六十五人

中綱拾参人 <small>(西)</small> 番職常 <small>(掌)</small>	兩院預貳人	參貫文
下部六十五人	二人	貳百文
兩壇佛供米		壹貫參百文
傳供代		貳貫文
已上	六十三貫九百五十文歟、	壹貫文

享徳貳年三月廿日

宝俊判

この年の執事は東寺宝勝院の重耀で、供僧の一箇でもあった。直前に掲げた第七函六四号の例からも推測されるように、この文書もまた執事方から執行方へ送付された文書の案文であろう。署判をしている宝俊は、上座・寺主を務めた三綱層の寺僧である⁽⁶⁾が、右の文書の時点では宝勝院の青侍であったのはなからうか。

この文書は、本来は控えの案文として東寺宝勝院に残つたはずであるが、参考のために案文そのもの、もしくはさらに書写されたものが醍醐寺の院家に伝来したものであろう。

右の二点のほか、第二函一〇二号（一一二四一、東寺御影供布施送状

案、永仁六年三月日）、第四函七一号（二一四五六、東寺御影供雜事送状案、建武四年三月二十日）、第二函二四号（東寺御影供雜事送状、後欠、鎌倉前期）などが、同じ系統の文書として存在する。

（は）用途請取状

執行方（勾当）から執事方へ、用途を確かに受け取った旨を伝える領収書。

〔端裏書〕
「東寺執行請取 此外□□貫余ハ執事代方請取云々、」
請取申 東寺灌頂院御影供下行物等事

合參拾六貫四百文者、
右、且所請取申如件、

宝徳四年壬三月廿日 勾當定増（花押）

勾当の定増から、執事の醍醐寺報恩院の隆満へ宛てて出されたものと思われる。勾当定増が執行の指揮下の実務担当者として文書を出していることは、端裏書に「東寺執行請取」とあることからも明らかである。

以上見てきたように、『醍醐寺文書』には、執事と東寺の執行方との間でやり取りされる御影供用途調達関係の史料が豊富に含まれていることがわかるのである。それらの史料は、東寺側の実務を担当する「執行方」の人間が、具体的には勾当の職にある者であったことも示してくれるるのである。

三 御影供の「執事代」をめぐって

前章でとりあげた定型的な文書の他に、御影供用途調達の関連史料として非常に特異な文書群が、『醍醐寺文書』には存在する。それは、宝徳四年（一四五二）の御影供の「執事代」に関する史料である。

東寺灌頂院の御影供に「執事代」という役職が置かれていたことは、従来はほとんど知られていないなかつたと思われる。この『醍醐寺文書』の史料を検討することにより、初めて執事代がどのような立場の者であったかがわかるのである。

まずは、執事代の補任に關すると思われる史料から見てみよう。

【第一一函三九号（7—1410）】僧都重増書状

〔端裏書〕
〔執事代東寺寶勝院附弟大輔僧都重増最初返状〕宝徳四申

灌頂院御影供執事御勲仕、殊以御目出度候、就其ハ下行之物已下奉行事、蒙仰候、諸事雖不弁之儀候、蒙仰候間存知可申候、仍雜事已下注進召進之候、委細者以參拝可申入候由、可有御披露候、恐惶謹言、

三月五日 重増（花押）

差し出し人の重増は、端裏書によれば、「執事代」であり、東寺宝勝院の重耀の弟子である。なお、重増は、当時は東寺二十一口供僧の一員であつた。

本文冒頭で「御影供執事御勲仕、殊に以て御目出度く候」と述べていることから、この年の御影供執事である醍醐寺報恩院の隆済へ宛てたものと考えられる。

統いて、「下行の物已下奉行の事」と記されている部分が、執事代の具体的な職務内容であろう。またこの職務は、執事隆済の「仰せを蒙つて」遂行されていることから、執事代の職は執事より任命されたものと見なされる。そして、まず手始めに執事代重増が「雜事已下注進」を召しまいらす、と記しており、執行方（勾当）作成の用途注進状を執事に取り次ごうとしていることがわかる。すなわち、執事と法会経営の実務を担当する執行方（勾当）の間を仲介し、東寺内の人間として、寺外にいる執事の手助けをするのが執事代であつたと推測される。

さらには次のようない史資料がある。

〔端裏書〕
請取 供僧支配御料足事

合貳拾陸貫文、加片壇定、

右、為執事代、支配所如件、

宝徳四年三月廿日 重増（花押）

執事代重増が執事の報恩院隆済へ送つたと思われる御影供用途の請取状である。その金額は二十六貫文、費目は供僧二十五口分と片壇施物で、御影供用途の一部である。

実は右の執事代の請取状とは別に、執行方の請取状が存在するのである。それが、前章で紹介した第二五函八三号文書である。こちらの金額は三十六貫四百文である。端裏書に「此外□□貫余ハ執事代方請取云々」とあつて、執事代の請取状と執行方の請取状が一対を成していたと予想される。

この点を裏付けるのが、『阿刀文書』（東京大学史料編纂所蔵影写本『阿刀文書 五』による）に残されている同じ年の東寺御影供雜事送状である。この史料により、宝徳四年の御影供用途の全貌が明らかになるのである。次に掲げてみよう。

〔端裏書〕
〔宝徳四年 水本〕
送進 東寺御影供雜事

八幡宮御弊紙転布并御奉物 壱貫四百五十文
八鳴御弊転布 四百五十文
兩壇佛布施 壱貫文

【第一三函五六号（9—1984）】東寺御影供執事代重増料足請取狀

〔端裏書〕
〔御影供東寺供僧廿五口之之除余僧五口并片壇施物請取執事代于時坊主執事代相当其役之故也、〕

大師御布施	貳貫文			
西院大師御捧物	壹貫文			
長者御捧物	五貫文			
請僧 <small>五人余僧定</small>	廿五貫文			
片壇導師加布施	貳貫文			
執行	壹貫文			
三綱十人	拾貫文			
造寺專當	講代	目代	勾當	各壹貫文
大佛師				貳貫文
中綱十三人	西院預二人		參貫文	
番職掌二人			貳百文	
下部六十五人			壹貫三百文	
両壇佛供			壹貫文	
傳供代			壹貫文	
已上				
宝徳四年三月 日 法橋宥存	(花押)			

署判者の宥存は、『醍醐寺文書』第一一函四六号（7—1418）の、永享六年十二月日報恩院領田地内検帳にも署判をしていることから、執事隆満が居住する報恩院の雜掌と考えられる。なお、端裏書に見える「水本」は、報恩院の通称である。

この送進状に書きあげられた用途を合計すると、六十二貫四百文となり、ちょうど執事代請取状の二十六貫文と執行方請取状の三十六貫四百文を合わせた額に相当するのである。

換算するならば、本来は執事から執行方へ全額渡されるべき御影供用

途うち、この年は一部が執事代に渡されたのである。執事代へ渡された

用途は、請取状によれば供僧への下行分と片壇の布施であった。これは送進状では「請僧」分の二十五貫文と「片壇導師加布施」の一貫文にあたり、計二十七貫文のはずであるが、実際にはなぜか目減りして二十六貫文の請け取りとなっている。

請僧と片壇導師はいずれも東寺供僧が務めたと考えられるから、執事代の請け取り分は、まさに東寺供僧の取り分に相当し、執事代請取状に「供僧支配御料足」とあるように、執事代から供僧たちに分配されたのである。

供僧の取り分が別扱いを受けた事例は、前章で掲げた第一一九函九〇号にも見られる。この場合は執事が東寺供僧の宝俊であったのだが、「請僧三十口」と「片壇導師」という費目に「直に下す」という注記が付されている。よって、供僧の取り分については執行方に送付せず、供僧の一員でもある宝俊が直接分配したのである。

これらの史料より、宝徳四年（一四五二）の史料に見える「執事代」という役職が、東寺の中でもとりわけ供僧の代表としての性格が強いことが見て取れる。宝徳四年という時期は、灌頂院御影供が勅会としての実態を失い、東寺供僧を中心とした法会へと転化しつつある時期であり、供僧が御影供により積極的に関与せざるを得なくなつたために、執事代なる立場の人間が登場してきたのではなかろうか。

おわりに

本稿で指摘したように、『醍醐寺文書』には、中世の東寺灌頂院の御影供をめぐるさまざまな史料が含まれているのである。その中には、用途調達などの実務面に関する史料もあり、東寺側の実務担当者が執行の指揮下にある勾当であつたこと、灌頂院御影供の性格が供僧中心の法会大きく変化する時期に執事代なる立場の供僧が介在することがあつたこ

と、などを明らかにすることができた。

また同時に、醍醐寺に御影供関係の史料が伝来していたことより、中世の東寺灌頂院御影供の性格をあらためて知ることができる。すなわち、東寺という寺院の規模を超えて、醍醐寺僧ほか真言宗僧侶全体にとっての宗祖顯彰の法会であつたということである。中世東寺の研究には、『醍醐寺文書』を含めた幅広い史料を視野に入れることが必要だとと言えよう。

[注]

- (1) 橋本初子「『醍醐寺文書』のなかの東寺関係史料」（東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、一九九九年）。
- (2) 橋本初子「弘法大師御影供と中世東寺」（同『中世東寺と弘法大師信仰』思文閣出版、一九九〇年）。
- (3) 詳細は注2橋本論文参照。
- (4) この史料の存在については富田正弘氏の御教示を得た。
- (5) 富田正弘「中世東寺の寺官組織について—三綱層と中綱層」（『資料館紀要』一三号、一九八五年）。
- (6) 注5富田論文。
- (7) ちなみにこの重増は、後には凡僧別当の地位にまで昇るが、女人を出入りさせるなどの乱行により告発され、ついには東寺を追われるという人物である。詳しくは酒井紀美『中世のうわさ—情報伝達のしくみ』（吉川弘文館、一九九七年）一〇〇～一〇三頁参照。